

菊ヶ丘運動公園遊具等整備工事 設計・施工公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊ヶ丘運動公園遊具等整備工事について、技術的に最適な設計・施工業者を採用するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、菊ヶ丘運動公園遊具等整備工事の設計・施工業者を選定する場合において、一定の条件を満たす候補者を公募し、当該工事に係る実施体制、実施方針、プロジェクトに対する提案等に関する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）の提出を受け、必要に応じヒアリングを実施し、当該プロポーザルの評価を行い、当該工事に最も適した設計・施工業者を選定する方式をいう。

(参加資格要件)

第3条 公募型プロポーザル方式による設計・施工業者の選定（以下「本手続」という。）に参加する者は、次に掲げる参加資格要件を満たした企業とする。

- (1) 青森県内に本社(店)又は支社(店)・営業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、本市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書の提出時に、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 参加申込書を提出する者は、遊具設置に係る業務の実績を有すること。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 本業務に経験を有したものを従事させること。
- (8) 五所川原市の建設業者競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(公募の公告)

第4条 市長は、本手続を実施しようとするときは、業務内容、参加資格等を市掲示板への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により公告するものとする。

(実施要領の交付)

第5条 市長は、前条の公告後速やかに、次に掲げる事項を記載した実施要領の交付を開始するものとする。

- (1) プロポーザル方式の実施の目的
- (2) 業務概要

- (3) 事業実施スケジュール
- (4) その他必要と認める事項

(参加申込書の提出)

第6条 市長は、プロポーザルの提出者を選定するため、参加申込書の提出を求めるものとする。

2 参加申込書の提出期限は、市長が別に定める。

(資格審査)

第7条 市長は、参加申込書の提出があった場合は、速やかにその者の参加資格を審査し、参加資格を認められなかった者については、書面によりその理由を付して審査結果を通知するものとする。

(プロポーザル提出要請等の通知)

第8条 プロポーザルの提出の要請日時等の通知は、書面により行うものとする。

(審査委員会の設置等)

第9条 プロポーザルの内容を審査し、最優秀者及び優秀者を厳正かつ公平に特定するため、菊ヶ丘運動公園遊具等整備工事設計・施工業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会は、プロポーザルの審査並びに最優秀者及び優秀者を各1名特定することに関する事務を所掌する。

(委員会)

第11条 委員会とその委員は、審査委員会の事前・事後に関わらず、審査の公平性を保持する観点から原則として非公開とする。また、議事内容も非公開とする。

2 委員等の任期は、最優秀者等を公表するまでとする。

(会議)

第12条 委員会は、市長が委嘱した委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員等の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第13条 委員会は、審査に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 委員会は、プロポーザルを提出しようとする者に対し、一切の助言を行ってはならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、建設部都市・交通課において処理する。

(随意契約に係る見積書の徴取)

第15条 市長は、委員会が特定した最優秀者を当該事業に係る随意契約の見積書徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故があり、見積書徴取が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、当該業務に係る契約が締結された日をもってその効力を失う。